

平成19年度 第1回瑞穂市上下水道事業運営審議会 会議録

日 時 平成19年10月11日(木) 午後3時から午後5時

場 所 市役所南庁舎大会議室

出席者 会長 鈴木 治 副会長 河合 和義
桜木 ゆう子 安藤 由庸
小寺 徹 若園 五朗
平田 芳子 馬淵 秀雄
棚瀬 友啓 二重谷 伸行
古川 貴敏 新田 年一
細川 大二郎

欠席者 澤井 幸一
事務局 水道部長 河合 信 水道事務課長 丹羽 秀樹
水道施設課長 棚瀬 龍 水道事務課長補佐 工藤 浩昭
傍聴人 1名

1. 委嘱書交付

2. 市長あいさつ

(市長は、所用により退出)

3. 自己紹介

4. 会長、副会長選出

5. 審議内容

下水道使用料の改定について

(事務局棚瀬) 資料の説明

(会長) 事務局より資料の説明をしていただきましたので、これから資料についての質疑応答に入りたいと思います。その前に傍聴されている方をお願いします。説明および審議内容について答申が出るまでは公表しないということに決まりましたので、傍聴した内容は公表しないようにお願いします。
では、質問がありましたら受付たいと思います。

(古川委員) 瑞穂市下水道使用料に関する資料P22の使用料改定案のグラフはP24の加入率を基にしたグラフですか。経営に関する指標の汚水処理原価は、平成18年度の有収率で算出したのですか。加入率が上がれば汚水処理原価が下がるということですか。加入率が上がれば150円くらいで経営できるということですか。

(事務局工藤) 資料説明の補足も兼ねましてお答えします。使用料に関する資料P22の経費回収率はP24の水洗化率を基に算定しています。P24の水洗化率の予測については、P20の合併協議において

使用料を180円に決定した根拠の水洗化率85%の目標年次を見直したものです。今回試算した150円については、P20の水洗化率85%の目標年次および維持管理費を見直し算定したものです。これは、平成18年度だけの単年度の決算を基にして使用料の算定をするのではなく、合併協議時の長期的な収支の均衡により使用料を決定した時と同じ手法を用い算定したものです。

(古川委員) もう一つ質問します。経営指標の維持管理費の汚水処理原価について安八町は97円、北方町は105円と極端に安いのが瑞穂市は233円となっています。この違いはなんですか。処理施設に根本的な違いがあるのか、その辺をお聞かせください。

(事務局工藤) この資料は決算統計から算定した数値であり、他の市町の維持管理費の内訳を精査してみないと正確な比較はできません。瑞穂市は人件費も維持管理費に入れているなど内容を精査し比較する必要があります。一番影響しているのは、供用開始経過年数と水洗化率の違いではないかと思います。

(古川委員) それでは、他の市町のデータをもみても参考にならないということですか。

(事務局工藤) 参考にはなるとは思いますが、正確な比較はできないということです。

(古川委員) 質問は、現在の処理施設および処理方式の違いによって維持管理費に違いがあるのではないかということです。資本費を投じれば瑞穂市もまだまだ維持管理費を安く抑えられるのではないかということや行政側の努力で安くなることがないのかということがお聞きしたかったのです。

(事務局工藤) 処理施設および処理方式については、安八町や北方町と瑞穂市の処理方式は同じです。専門的にいいますとオキシデーショントッチ法を採用しています。両町とも処理方式でコスト縮減しているのではなく瑞穂市と比べると処理区域の面積が広いため、スケールメリットにより安価になっていると考えられます。

(古川委員) 何故、瑞穂市はオキシデーショントッチを採用しなかったのですか。

(事務局工藤) 瑞穂市もオキシデーショントッチ法です。

(古川委員) では、瑞穂市が維持管理費がかかる処理区域の設定をしたということですか。もっと安くなる区域設定ができる可能性もあった訳ですか。

(平田委員) 古川さんが言っていることは、合併前のいろいろな計画であって巢南町は下水道であったし、穂積町は下水道よりも合併浄化槽

とかコミプラを重点的にやっていて、そもそも両町の取組姿勢が違うところが合併しました。瑞穂市になって、今後の下水道計画が示されていないのに長期的なことまで予想して、今回の使用料のことを一緒に議論するとややこしい気がします。

(古川委員) 分かりました。ただ、中長期的に使用料の検討するとなっています。それで、この資料や今の施設だけで決定するのではなく、未普及地域の施設について概算にしてもある程度の費用を考慮して使用料を設定するものだと思っていました。仮に今回150円になってもずっと続く訳ではないです。将来は180円に戻る可能性があるのです。瑞穂市の場合は、まだ極端に資本投資をしていませんので、これから資本投資をすれば、また使用料が上がるということが考えられるのではないですか。

(事務局工藤) そうです、考えられます。

(古川委員) 市民としては、これからどのように値上げされるかわからない状態で下水道に加入することは恐ろしいものです。極端に言えば個別の合併浄化槽にした方がひょっとすると費用は安いのではないかと思います。法的には下水道が整備されている区域に住んでいても、自分で個別の合併浄化槽を設置して生活排水を処理する方法を選んでも別段問題無い訳ではないですか。

(事務局工藤) 接続義務は、下水道の整備手法によって違います。

(二重谷委員) 今の話は、今後触れていかなければいけない課題だと思います。当面、諮問事項は下水道使用料をどうするのかということですので、それについて何をベースに議論の核を築いていくかということが大事だと思います。その点で少しお尋ねしたいのですが、合併前は85%の普及率で維持管理費だけを回収するレベルで現在の使用料設定したのだという説明です。今後の使用料を考える場合も、同様に維持管理費だけを100%回収するために、当面使用料を値下げして加入率を増やすことによって100%の経費を回収していこうというロジックだと、私たちは説明を受けた訳です。しかし、国土交通省は維持管理費を100%回収するレベルで使用料の設定を求めている訳ではないのです。先程の説明資料にありましたように経費回収率というのは維持管理費と資本費を合計したものです。瑞穂市の場合でいいますと別冊の資料に、維持管理費と資本費それぞれの汚水処理原価が出ています。下水道で汚水を処理するために必要な経費というのはそれを合算した費用です。これが今回使用料に転嫁すべき経費です。もちろん公共下水道というのは公営企業で原則独立採算です。そうしますと維持管理費についての汚水処理原価は、3つの処理場での233円の回収だけを見込んだ場合、資本費については、全額市町村の一般財源からの持ち出しになる訳です。そこから議論されているのかということについて議論をする必要があるのではないかと思います。その辺、事務局の方の考えをお聞かせください。

(事務局河合) 大変痛いところを指摘していただきありがとうございます。本来、維持管理費と資本費を合わせたものを使用料で賄うことが基本です。そうするとどんどん使用料がつり上がっていきます。果たしてそれで公共の事業になるのかということをおの中で議論していただきたい。基本的には国交省が言っているとおりでと思います。

しかし、今の現状を考えるとせめて維持管理だけでも使用料で賄いたいと考えています。

(二重谷委員) 瑞穂市の下水道経営の状況からして、資本費と維持管理費のすべてを使用料で回収することになれば、年70万円という使用料になってしまうということは認識しています。資本費については市町村の判断で一般財源からの繰り出しをしながら使用料を設定していくこととなります。別冊資料の一番下を見てもらえば、資本費は使用料で回収するという原則の基、国の方も一定の分について、例えば、資本費が大きいため使用料に跳ね返りの大きい場合には、一定の範囲内で基準内のものを一般財源から繰入をしてもいいとなっている。別冊資料の下に書いてある基準内外となります。

瑞穂市では、基準外として2億5千700万円繰入をしている。現在、瑞穂市の下水道普及率は10%程度です。将来、普及率が増えてくれば今の使用料のままで単価が多少下がることがあっても劇的にかわるものではない。そうしますと一般財源からの持ち出しは非常に大きな額になってしまう。これからいきますと将来的な下水道整備計画の中で一般財源との関係を考えていかないといけないし、今回のように非常に狭い範囲での議論では、なかなか結論がでないのではないかと感じます。

(河合副会長) 使用料の答申をしようとしている。今は、現在の処理区だけで議論しようとしている訳です。ご承知のとおり瑞穂市の大半は下水道ができていない、将来ということになる訳です。これを踏まえて財政が耐えきれぬかどうか、そういうものについての協議をまずしないといけない。市長は、将来下水道についてどうするのか、これで下水道をやめてしまうのか、100%下水道になるように努力するのかの方向性を示していない。3つの処理区域だけであれば3億程度の繰入でしようがないとか、なんとかしましょうとかなるがそういう訳ではないです。やっぱり市民にきちんとこの内容も公表して説明していかなければいけない訳です。まず、この基本から説明をうけないと高いか安いかわかりただけでは安いに決まった方がいい。市民からすれば安い方がいい。合併浄化槽でも法的に問題ないが50年100年先に全市浄化槽で耐えられるかどうか、前の市長はその方向が強かったので下水道が遅れた。この資料に書いてありませんが、合併浄化槽に補助金が出ているのです、下水道をやらなくて合併浄化槽で全部整備している自治体もあります。180円を150円にするで済んでしまえば、いけないと思います。市長の意向、議会の意向もある。このまま、下水道

を止めてしまってもいいのですか。

(鈴木会長) いろいろ議論していただき、非常に深いところまで入っている気がします。専門的でよくわからなくて外国語を聞いている状態です。まず、資料を説明していただきました。第1回目で初めて見る資料だと思います。今は、資料についての質問にしたいと思います。

(古川委員) 資料に対しての説明を受け質問はしました。今後は、使用料を決めていかなければいけません。まず最初に下水道についての方角性をお聞きしたかった。今お話があったように全部個別の合併処理浄化槽で整備していくのか、合併浄化槽の欠点もたくさんありますし、集合処理の短所長所もあります。将来、集合処理で整備する方向性を示してもらいたい。そうすると、この間の新聞では、下水道は500億、600億必要と書いてありました。年次計画はわかりませんが、今の時点での概算を算出して将来的な知識を得たうえでこの現状の使用料設定を検討する必要があると思いい質問させてもらいました。まず、将来の方角性を示してもらいたいと思います。

(鈴木会長) その他、資料についての質問があれば受けたいと思います。

(平田委員) 先程、二重谷さんに説明していただいた件ですが別冊の資料について、北方町のように99%下水道が整備されたところと比べれば持ち出しがたくさんあるのは分かります。基準内と基準外の違いは他の自治体とくらべてどのように違うのですか。経費回収率が高いところは下水道の普及率が高いこともこの表でわかります。

(事務局工藤) 今の質問の回答の前に、瑞穂市の下水道は他の自治体とくらべ特異な点があるので説明します。コミニティ・プラントは地方公営企業法の適用を受けれない事業です。同法の適用を受けないと繰入基準が適用されていません。文献には、コミプラは一般会計で行う事業と記されています。現実には、公共下水道や農業集落排水と同様の施設であり、法的な差異があることに問題があります。これにより、コミプラも同様に独立採算で議論すべきかどうかという問題があります。コミプラの一般会計繰入金が多いのは、起債の償還が15年であるため1年当たりの償還額が大きくなっていることもあります。公共下水道の償還は28年又は30年です。もしも、コミプラが公共下水道であれば他の事業並の繰り出し金になっていると思います。基準内繰入金の根拠を読み上げますと「汚水の処理は原則として個人負担とすることが適当であるが、公共用水域の汚濁防止及び公衆衛生等の行政目的を達成するために必要な限度において公費負担とすることが適当である」と記されています。この原則に基づき、毎年繰入基準の通達が総務省からあり、この通達から算出した数値が基準内繰入の額になります。非常にわかりにくいと思いますが、汚水に係わる部分でも公費負

担できる部分のことです。

- (平田委員) 基準内の額は交付税の優遇措置はあるのですか。
- (事務局工藤) 交付税には大きく影響しません。
- (平田委員) 一般会計繰入は、基準内でも基準外でも同じということですか。
- (事務局工藤) 交付税の金額的には、そうです。
- (鈴木会長) この資料についての質問がございましたら、お願いします。
- (若園委員) 水洗化率予測の資料ですが、すばらしい計画になっています。接続について法的には3年以内と聞いていますが、強制力がないとも聞いています。計画はいいですが、現実はこのとおりになるのかと疑問に思います。もうひとつ、管路延長は資本費に入りますか。
- (二重谷委員) ここで言う資本費は起債における元金と利息です。管路はもちろん財産にはなりますが、この収支の中の資本費には入りません。
- (若園委員) はい、わかりました。
今、瑞穂市が下水道の区域をしばりこんでやるという計画があればいいです。しかし、18年度決算を見た場合、4,129人が接続している、その中で一般会計から繰入しているのは331,453千円です。単純に割り戻すと1人80,274円、西、呂久、別府の4,129人のためだけに80,274円を一般財源からの投資しているのが現状です。先程からいっているように加入率が低いということに原因があります。問題にしたいのは、下水道の全体計画のこと、それに合併浄化槽に19年度は123,965千円を予算化していて基数は236です。1基当たりでは525千円を補助している、もう一つは浄化槽の維持管理費、つながらない人は、浄化槽の維持管理契約をする必要があります、らくらく一括契の場合57,000円くらいです。一般財源からの繰入額が、下水道の方向性をしっかり見据えないと上げたり下げたりということになります。今言っている下水道だけでなく、瑞穂市全体の計画、学校や消防署などには維持管理費がかかり、また、コミュニティセンターの建設計画があります。
- (鈴木会長) ありがとうございます。
今聞いていますと、これからどうするのかという内容が変わってきましたので、この資料に関しての質問はなくなったという理解をしてよろしいですか。
- (古川委員) ひとつだけ質問です。合併浄化槽の普及率の28.2%はコミ・プラの率ですか。それともここに個別の合併浄化槽も含まれていますか。

- (事務局棚瀬) 個別の合併浄化槽も含めてです。
- (古川委員) 別府のコミプラの率はどれだけですか。
- (事務局工藤) 2.4%です。
- (古川委員) 25%ぐらいは、個別の合併浄化槽があるということですか。それは大きな問題です。
- (河合副会長) 早く下水道計画を提示してもらわないと、下水道がいつくるのかわからなくては、下水道を待っているのか、合併浄化槽にするのかを決められない。すべての情報をオープンにして市民の意見を集約する必要があります。結局、市民が負担するのだからです。下水道をやるなら、コミュニティの何とかや町内の補助金をがまんするなりして協力してもらわないと、とても下水道はできません。そのようにして、北方町は下水道が99%になった訳です。いま指をくわえてみても何ともならない訳で、何十年も遅れているのです。下水道をこんな文明の町でやらなくていいなんてことはありません。400億円いるから止めよとかでは、5万人の市民が笑われてしまいます。笑われてもいいですけど、恩恵を受けることができません。
- (鈴木会長) みなさん、いろいろ議論していただいています。今日は資料について説明をいただき、それについて質疑を行ったということにしておきたいです。
いよいよ、次回から諮問に基づいて下水道使用料をどうするかという審議に入らないといけません。いろいろ、意見を聞いていますと資料がほしいようです。長期計画とか、それがないと審議できないとかの資料について、必要な資料が分かっていたらお願いします。
- (平田委員) 他の市町村でも合併した時に、温度差があってこの地域は公共下水道で、この地域は合併浄化槽でとそれなりにゾーニングをして行っている。瑞穂市でも下水道の恩恵を受けている地域とその他の地域とがあり、今後の予定が分かりません。今は、合併浄化槽の補助金が出ていますので、合併浄化槽の多い地区にあえて下水道を整備する必要もないですし、本田団地とかやいろんな団地があって団地は団地で汚水処理してるのではないですか。
- (小寺委員) 市では、調査費を予算化して、委託していますがなかなか報告書を出してもらえません。調査の報告書はあるのですか。
- (事務局工藤) 瑞穂市での下水道計画の調査報告についてお話しします。平成15年に合併し、その年に瑞穂市下水道基本構想を策定しました。平成16年に市街化区域の中の点在する家屋については個別処理とする区域設定に見直した基本構想に修正しました。これについ

て市の良くなかったことは、公表していないところであり、この資料について、未確定な部分が多いため持ち帰り公表できるかどうか検討したいと思います。

(鈴木会長) 今、言われている資料は必要ですか。

(平田委員) 必要です。

(事務局工藤) 今ある構想は、実施レベルのものではなく、あくまで当時の計画のものであります。

(鈴木会長) 他に審議するために、必要な資料はありますか。

(小寺委員) 将来的な計画をたてる場合、瑞穂市の財政がどうなっているか、起債の現状がどうかや、特例債はどうなっているかのシュミレーションした資料があると思うし、基金についての資料がありましたらお願いします。

(若園委員) 国の省庁によっていろいろな補助金があると思うが、今ある基本構想の中では決まっているのですか。

(事務局工藤) 基本構想の中では補助事業の手法まで決めていません。集合処理か個別処理かの区域設定をしているだけです。

(事務局丹羽) この資料が出せるものかどうか検討してきます。

(若園委員) 年間236基に合併浄化槽の補助金を出しているが瑞穂市全体の合併浄化槽が何パーセントあるか、世帯数と人口を教えてください。もし分かれば合併浄化槽の補助金について基数と金額をさかのぼってわかる範囲で資料がほしいです。

(鈴木会長) それは、下水道使用料を決めるために必要な資料ですか。

(若園委員) 瑞穂市の下水道の計画がどうかということを議論していかないと、ただこの金額で値下げの答申して、全体計画でこっちも整備する、あっちも整備するとなって加入率のバランスで、また一般からの繰入をしなければいけなくなって、学校も修理しないといけない、消防署も維持管理しないといけないなど、経常経費と投資的経費があるので、市全体の計画で将来これだけお金がいるという計画を見据えないといけないです。

(鈴木会長) わかりました、もし、出せるようだったら出してください。

(平田委員) 瑞穂市としての全体計画はないのですか。下水道だけじゃなく瑞穂市としてののです。

(鈴木会長) 私は専門ではないですが、何かこれを審議していく中で前提条件があれば、前提条件をつけてもいいような気がするんですが、

我々のできる範囲です。長期計画まで持ち出すととてもじゃないですが審議できなくなります。何か条件をつけて条件内で審議するというだけでもいいと思います。

(小寺委員) 将来の計画まで含めた議論が多いわけですが、どうも諮問の内容を見ると今の3処理区の経費回収率が悪い訳で、それを引き上げるためには下水道使用料を安くして、接続してもらう人を増やし経費回収率を上げたいという思いからきていると思うが、それはどうなんですか。

(事務局河合) 諮問の主旨は、小寺委員さんが言われた通りです。要は今でも一般会計からの繰入は多いのです、このままでもいいんですか、繋ぎ込みが少しづつでも増えていけば、今の現状の使用料なら繰入金は減ります。しかし、今繋ぎ込みが立ち止まりをしています。何故かという、これにはいろいろな原因があります。例えば、下水道の推進協議会があったがなくなりました。もっと大切なことは、下水道を計画した時に地域の実態調査がやってあったかどうかということです。答申には、いろいろあると思います。現状のままでいいとか、もっと現状調査をなさйтеとか、整備計画はどうなっているのか等をこの会でご審議願いたいと思います。

(鈴木会長) 他に、次回開催するに当たって、必要な資料はありますか。

(古川委員) 基本的に、みなさんのご意見を伺っていますとやはり将来的なことを把握して審議したいということによろしいかと思えます。資料が出てくるかどうかはわかりませんが、仮に今150円にして加入率を増やすという手法も別に否定はしませんし、いい方法だと思います。ただ将来的なことを考えて、その先にどういった状況が待っているのかを示さないと住民としてやっぱり納得できないと思います。

とある資料をみると使用料改定は、今値上げが多いです。それには、「利用者の理解と協力が得られますように積極的に情報公開や資料提供をし丁寧に説明していく。」ということが基本になっています。それに向けた資料をある程度提示してもらう必要があり、将来的な資料を出していただきたいのと、将来はこの下水使用料になるという資料をある程度概算でもいいもので出していただくのが願いです。もう一つ、若園委員も言われましたが合併処理浄化槽は、金銭的にはずいぶん安くなると思いますので、合併処理浄化槽を使うのも一つの選択肢とは思いますが、しかし、集合処理と個別の合併処理を同等の施設と考えるわけにはいかないと思います。個別の浄化槽の維持管理は極めて困難だと思います。次回の時に、集合処理と合併浄化槽の長所短所といったもの事務局でまとめていただいて説明を受けられればと思います。

(鈴木会長) たくさんいろいろ要望が出ましたけれど、他はよろしいですか。では、次回開催するにあたって、わたしたちが審議するのに必要

な資料を出していただきます。可能なものについてです。事務局の方、今要求された資料、非常に抽象的な表現でわかりますか。将来計画とかですが。

(事務局河合) はい、分かります。

(鈴木会長) 議事録については、どうなっていますか。

(事務局丹羽) 録音していますので、今すぐとはいきませんが要点筆記で作成します。

(事務局河合) 次回、始まる時に議事録の要約をお渡しします。

(鈴木会長) わかりました。それに従って次回すすめたいと思います。次回から詳細な検討をしますが、私はどういった項目があるのかわかりませんので、次回始まってからみなさんで決めたいと思います。それからもう一つ、もしこれが終わってからも必要な資料がありましたら3日くらい前までなら事務局の方で対応すると聞いてます。

(小寺委員) 直接ですか、会長通じてですか。

(鈴木会長) 翻訳が変わってしまうと意味が変わりますので直接事務局までお願いします。今回はこれで終わりたいと思います。次回の開催を決めないといけません。答申のめどは12月ですか、どうなのですか。

(事務局河合) 次回は、市長が出た方がいいか出ない方がいいか、どうですか。

(若園委員) 委員がまず瑞穂市の現状を把握する必要がある。市長にこういう考えを持っていますがどうですかと質問する必要がある。

(鈴木会長) まず、私たちが勉強しようということです。

(平田委員) もう一つだけ質問です。瑞穂市の特別委員会の中には下水道整備促進特別委員会がありますが、そこでの議論は、どうなっていますか。

(桜木委員) 実は、今日遅れたのは開催通知が届いていなかったからです。その件については事務局とお話させていただきます。全く知らなかったのです、この審議会の委員は議会の中で議決されてなった訳ではないです。

(若園委員) 全員協議会の時に決まりました。

(桜木委員) 口約束です。下水道特別委員会というのがあるのだから、議会の中で議決された人が委員でその人たちの方がものすごく知っているの、その人が委員になった方がいいと思います。

- (平田委員) いろんな方々で議論して市民の声をしっかり吸い上げたいという行政の思いだと思いますので、違う意味でいいと思います。
- (小寺委員) 全員協議会で各常任委員会の副委員長になると決まりました。
- (河合副会長) 議会の特別委員会では、審議会とは別に審議していただければいいです。
- (小寺委員) 特別委員会の報告をします。使用料については、この審議会がありますのでぜんぜん論議していません。今の処理区域の中で接続の件数が少ないですから、施策としてどうするのかということを検討しています。それと、いろいろ細かいことがありますので論議しています。
- (鈴木会長) では、次回の予定を決めたいと思います。
- (日程調整)
- (鈴木会長) では、次回は10月22日午後1時30分からここで開催したいと思います。
本日の会議はこれで終わります。